

議案第 82 号

新座市営墓園条例の一部を改正する条例

新座市営墓園条例（昭和 60 年新座市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前										
<p>目次</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章 墓所（第 10 条－第 25 条）</p> <p>第 3 章 集会施設（<u>第 26 条－第 28 条</u>）</p> <p>第 4 章 雑則（<u>第 29 条－第 36 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（墓所の種別及び規模）</p> <p>第 10 条 墓所の種別及び規模は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合葬式墓所</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>（使用申込者の資格）</p> <p>第 11 条 墓所を使用しようとする者（以下「使用申込者」という。）は、<u>次に掲げる要件に該当する者でなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>引き続き 3 年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。</u> (2) <u>祭祀を主宰する者であること。ただし、合葬式墓所を使用しようとする場合は、この限りでない。</u> (3) <u>第 19 条の規定により許可を受けた者（以下「使用権利者」という。）（第 21</u> 	種別	規模	[略]		合葬式墓所	—	<p>目次</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章 墓所（第 10 条－第 22 条）</p> <p>第 3 章 集会施設（<u>第 23 条－第 25 条</u>）</p> <p>第 4 章 雑則（<u>第 26 条－第 32 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（墓所の種別及び規模）</p> <p>第 10 条 墓所の種別及び規模は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>（使用申込者の資格）</p> <p>第 11 条 墓所を使用しようとする者（以下「使用申込者」という。）は、<u>引き続き 3 年以上本市の住民基本台帳に記録されている者で、かつ、祭祀を主宰する者でなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	種別	規模	[略]	
種別	規模										
[略]											
合葬式墓所	—										
種別	規模										
[略]											

条の許可を得た者を含む。)でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用申込者としてすることができる。

(1) 普通墓所、芝生墓所及び特別墓所(以下「一般墓所」という。)の使用権利者(第21条の許可を得た者を含む。)が、合葬式墓所の使用を目的として当該一般墓所の全部を市長に返還するとき。

(2) 市長が特別の事情があると認めるとき。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、使用申込者の資格を第1項に規定する者で、かつ、現に焼骨を所持している者に限定することができる。

(使用申込者の資格の緩和)

第12条 市長は、第19条の規定に基づき一般墓所の使用を許可した後において、その使用に余裕があるときは、前条に規定する使用申込者の資格を次の各号の順序により緩和することができる。

(1) 前条第1項第1号の期間を満たしていない者で、かつ、祭祀を主宰する者

(2) [略]

(一般墓所の使用制限)

第13条 一般墓所は、焼骨又は遺品を埋蔵する目的以外に使用してはならない。

2 [略]

3 一般墓所の使用は、使用権利者の属する世帯につき1区画とする。ただし、第21条の規定により墓所を使用する権利(以下「使用権」という。)を承継するときは、この限りでない。

(合葬式墓所の使用制限)

第14条 合葬式墓所は、自己又は親族の焼骨(第18条第2号に掲げる者にあつては、焼骨又は遺品。第25条において同じ。)を埋蔵する目的以外に使用してはならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(死後においてその焼骨が合葬式墓所に埋蔵される予定の者のとるべき措置)

第15条 死後においてその焼骨が合葬式墓所に埋蔵される予定の者は、あらかじめ、その焼骨が埋蔵されるよう必要な措置を講じておくものとする。

(使用申請)

2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用申込者の資格を前項本文に規定する者で、かつ、現に焼骨を所持している者に限定することができる。

(使用申込者の資格の緩和)

第12条 市長は、第17条の規定に基づき墓所の使用を許可した後において、その使用に余裕があるときは、前条に規定する使用申込者の資格を次の各号の順序により緩和することができる。

(1) 前条第1項の期間を満たしていない者で、かつ、祭祀を主宰する者

(2) [略]

(墓所の使用制限)

第13条 墓所は、焼骨又は遺品を埋蔵する目的以外に使用してはならない。

2 [略]

3 墓所の使用は、第17条の規定により許可を受けた者(以下「使用権利者」という。)の属する世帯につき1区画とする。ただし、第19条の規定により墓所を使用する権利(以下「使用権」という。)を承継するときは、この限りでない。

(使用申請)

第16条 [略]

(公募による使用者の決定)

第17条 [略]

(公募によらない使用者の決定)

第18条 管理者は、使用申込者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、前条の公募によらないで使用者を決定することができる。この場合において、第11条及び第12条の規定は、適用しない。

- (1) 第10条第2項に規定する者
- (2) 一般墓所の使用権利者(第21条の許可を得た者を含む。)であつて、合葬式墓所の使用を目的として当該一般墓所の全部を市長に返還するもの

(使用の許可)

第19条 [略]

(許可事項の変更)

第20条 [略]

(使用権の承継)

第21条 一般墓所の使用権利者が死亡その他の理由により使用権を行使できなくなつたときは、当該使用権利者に代わつて祭祀を主宰する者が、管理者の許可を得て、使用権を承継することができる。

(使用許可の取消し等)

第22条 市長は、使用権利者(前条の許可を得た者を含む。次条、第29条及び第32条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、墓所(第2号にあつては、一般墓所に限る。)の使用許可を取り消すことができる。

- (1) [略]
 - (2) 第32条に規定する管理料を3年以上滞納したとき(住所不明のときを除く。)。
 - (3) [略]
- 2 [略]

(使用権の消滅)

第23条 使用権は、次の各号のいずれかに該当する場合は、消滅する。

- (1) 一般墓所の使用権利者が死亡した日から起算して3年を経過しても使用権を承継する者がいないとき。
- (2) 一般墓所の使用権利者が住所不明となつて、公に確認された時から起算して10年を経過したとき。

第14条 [略]

(公募による使用者の決定)

第15条 [略]

(公募によらない使用者の決定)

第16条 管理者は、使用申込者が第10条第2項に規定する者であるときは、前条の公募によらないで使用者を決定することができる。この場合において、第11条及び第12条の規定は、適用しない。

(使用の許可)

第17条 [略]

(許可事項の変更)

第18条 [略]

(使用権の承継)

第19条 使用権利者が死亡その他の理由により使用権を行使できなくなつたときは、当該使用権利者に代わつて祭祀を主宰する者が、管理者の許可を得て、使用権を承継することができる。

(使用許可の取消し等)

第20条 市長は、使用権利者(前条の許可を得た者を含む。第28条を除き以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、墓所の使用許可を取り消すことができる。

- (1) [略]
 - (2) 第29条に規定する管理料を3年以上滞納したとき(住所不明のときを除く。)。
 - (3) [略]
- 2 [略]

(使用権の消滅)

第21条 使用権は、次の各号のいずれかに該当する場合は、消滅する。

- (1) 使用権利者が死亡した日から起算して3年を経過しても使用権を承継する者がいないとき。
- (2) 使用権利者が住所不明となつて、公に確認された時から起算して10年を経過したとき。

(改葬)

第24条 [略]

(合葬式墓所における焼骨の返還等)

第25条 合葬式墓所に埋蔵された焼骨は、返還しない。

2 合葬式墓所の使用権利者は、合葬式墓所に当該使用許可に係る焼骨が埋蔵されていない場合において、合葬式墓所を使用する必要がなくなつたときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

第3章 集会施設

(集会施設の利用時間)

第26条 [略]

(集会施設の利用)

第27条 [略]

(利用許可の取消し等)

第28条 [略]

(原状回復)

第29条 一般墓所の使用権利者又は利用権利者は、使用若しくは利用を終えたとき、又は許可を取り消されたとき、若しくは停止(第22条第2項に規定する場合を除く。)されたときは、当該墓所又は集会施設を速やかに原状に復さなければならない。

2 [略]

(損害賠償)

第30条 [略]

(使用料)

第31条 [略]

(一般墓所の管理料)

第32条 一般墓所の使用権利者は、墓園の管理に要する経費(以下「管理料」という。)として、普通墓所及び芝生墓所にあつては1年につき1墓所当たり5,230円の5年分を、特別墓所にあつては1年につき1平方メートル当たり1,300円に当該墓所の面積を乗じて得た額の5年分を一括納付しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、分割納付することができる。

2・3 [略]

(合葬式墓所の管理料)

(改葬)

第22条 [略]

第3章 集会施設

(集会施設の利用時間)

第23条 [略]

(集会施設の利用)

第24条 [略]

(利用許可の取消し等)

第25条 [略]

(原状回復)

第26条 使用権利者又は利用権利者は、使用若しくは利用を終えたとき、又は許可を取り消されたとき、若しくは停止(第20条第2項に規定する場合を除く。)されたときは、当該墓所又は集会施設を速やかに原状に復さなければならない。

2 [略]

(損害賠償)

第27条 [略]

(使用料)

第28条 [略]

(管理料)

第29条 使用権利者は、墓園の管理に要する経費(以下「管理料」という。)として、普通墓所及び芝生墓所にあつては1年につき1墓所当たり5,230円の5年分を、特別墓所にあつては1年につき1平方メートル当たり1,300円に当該墓所の面積を乗じて得た額の5年分を一括納付しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、分割納付することができる。

2・3 [略]

第33条 合葬式墓所の使用権利者は、管理料として、焼骨1体につき104,600円を許可の際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第34条 [略]

(使用料等の還付)

第35条 [略]

(委任)

第36条 [略]

別表(第31条関係)

(1) 墓所使用料

	使用料
	[略]
合葬式墓所	焼骨1体につき49,660円

(2) [略]

(使用料の減免)

第30条 [略]

(使用料等の還付)

第31条 [略]

(委任)

第32条 [略]

別表(第28条関係)

(1) 墓所使用料

	使用料
	[略]

(2) [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市営墓園に合葬式墓所を設置したいので、この案を提出するものである。